**デフシル -DEAF SHIRU- 運営規約**

（名称）

第1条 この会は、デフシル -DEAF SHIRU-（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、岩手県盛岡市小鳥沢1-23-12に置く。

（目的）

第3条 本会は、聴覚障害者のストーリー(経験や想い)の発信と、ネパールの聴覚障害者を雇用することにより、聴覚障害への理解促進と、ネパールの聴覚障害コミュニティにおける雇用問題の改善を目的とし、令和3年3月30日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（1） 日本とネパールの聴覚障がい者のストーリーを多言語で発信

（2） 日本とネパールの聴覚障がい者のオンライン交流会の開催

（3） 日本/アメリカ手話のオンライン勉強会の開催

（4） 日本語/英語/ネパール語の翻訳サービス

（5） ネパール語と英語学習教材の作成

（6） ネパール手話の学習教材と辞書の作成

（7） 聴覚障がいに関する絵本の製作と寄贈

（8） 聴覚障がいのあるネパール人への雇用を創出

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（入会）

第6条　会員の入会については、特に条件を定めない。

会員として入会しようとするものは、熊谷修平(会長)に申し込むものとする。

（会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 0円

（2）賛助会員 0円

（退会）

第8条 会員は、退会を会長に伝え任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）連絡が半年以上ないとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

（１）会長 １人

（２）会計 １人

（３）総務 １人

（４）監事 １人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

監事は会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

会計は、本会の会計を担当する。

総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1 この会則は、令和3年3月30日から施行する。

2 本会の設立年月日は令和3年3月30日とする

3 (運営) 団体は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。